

法人税

4 法人税

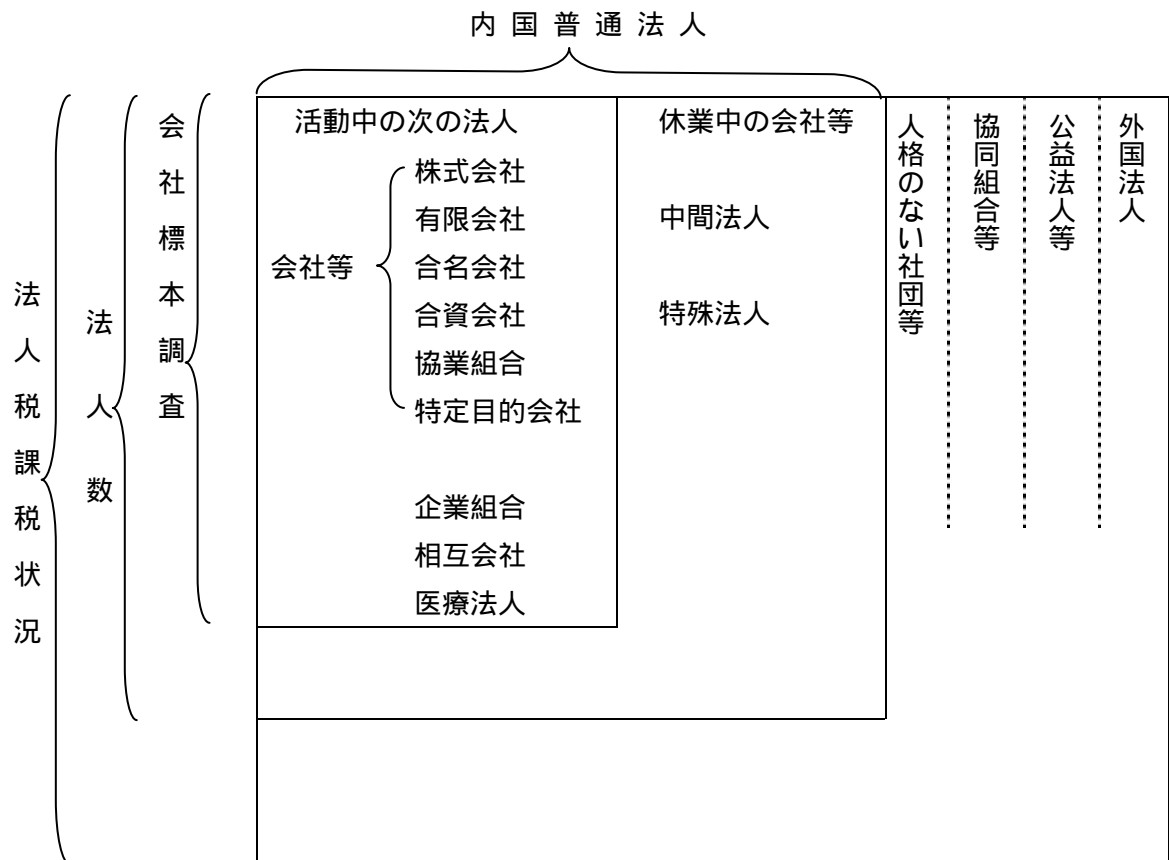
利用上の注意

この章は、平成16年2月1日から平成17年1月31日までの間に終了した事業年度分の法人税課税状況、法人数及び会社標本調査結果から成っている（ただし、連結申告に関する計数は含まない。）

法人税課税状況と法人数は、全数調査により調査、集計した。法人税課税状況は、すべての種類の法人について示しているが、法人数は内国普通法人だけについて、業種別、資本金階級別等にその構造を示したものである。

会社標本調査は、内国普通法人のうち活動中の会社等（株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、協業組合及び特定目的会社）相互会社、企業組合及び医療法人の法人数、営業収入、益金処分の内容、交際費等の項目について標本調査の方法で調査、集計したものである。

以上の関係を図示すれば次のとおりである。



法人税

4 法人税

法人税の税率

1 各事業年度の所得

(1) 普通法人等

所得金額..... 30.0%

ただし、資本金1億円以下の法人の所得金額のうち、年800万円以下の金額..... 22.0%

(2) 公益法人等、協同組合等

所得金額..... 22.0%

(特定の協同組合等の所得のうち10億円を超えるもの.....26.0%)

2 清算所得

(1) 普通法人等

清算所得金額..... 27.1%

(2) 協同組合等

清算所得金額..... 20.5%

3 同族会社の留保金

各事業年度の留保所得金額から留保控除額(所得等の金額の35%相当額、年1,500万円、その事業年度末の資本金又は出資金額の25%相当額から利益積立金額を控除した金額、のうち最も多い金額)を控除した金額

年3,000万円以下の金額.....10%

年3,000万円超1億円以下の金額.....15%

年1億円を超える金額.....20%

なお、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に開始する事業年度の課税留保金額に対する税額は、前記で求めた税額の95%相当額になる。

(注)1 上記のほか、土地譲渡利益金に係る追加課税(平成10年1月1日以降の譲渡には適用が停止されている。)や使途秘匿金の支出に係る追加課税がある。

2 同族会社の留保金に対する追加課税は、一定の要件を備える場合には適用が停止されている。

3 退職年金等積立金に対する課税は、平成11年4月1日以後に開始する事業年度から適用が停止されている。